

平成28年度農地転用許可申請書の提出期限等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農地法が改正され、平成28年4月1日から施行されます。それに伴い、農地転用許可の許可事務の流れが一部変更されます。改正の内容を踏まえ、平成28年度における白川町農業委員会の農地転用許可申請書の提出締切日及び農地転用許可日等が下記のとおりとなりますので、ご了解願います。

なお、このことについて、岐阜県農政部農村振興課から岐阜県行政書士会にお知らせしていることを申し添えます。

白川町農業委員会

総会月	申請書提出期限	農業委員会総会 予定日	転用面積30a以下 許可予定日	転用面積30a超 許可予定日
平成28年3月	3月10日 休日の場合は翌営業日	3月23日	3月29日	3月29日
4月		開催予定なし		
5月	4月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	5月18日	5月18日
6月	5月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	6月15日	6月15日
7月	6月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	7月15日	7月15日
8月	7月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	8月19日	8月19日
9月	8月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	9月15日	9月15日
10月	9月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	10月17日	10月17日
11月	10月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	11月15日	11月15日
12月	11月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	12月14日	12月14日
平成29年1月	12月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	1月19日	1月19日
2月	1月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	2月15日	2月15日
3月	2月10日 休日の場合は翌営業日	毎月5日前後	3月15日	3月15日

※許可予定日に許可できる申請は、不備がないものに限ります。

平成28年度農地転用許可申請書の提出期限等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農地法が改正され、平成28年4月1日から施行されます。それに伴い、農地転用許可の許可事務の流れが一部変更されます。改正の内容を踏まえ、平成28年度における本東白川村農業委員会の農地転用許可申請書の提出締切日及び農地転用許可日等が下記のとおりとなりましたので、ご了承願います。

なお、このことについて、岐阜県農政部農村振興課から岐阜県行政書士会にお知らせしていることを申し添えます。

東白川村農業委員会

月	申請書提出期限	農業委員会総会 予定日	許可予定日
平成28年4月			
5月	5月11日	5月31日	6月15日
6月			
7月	7月11日	7月29日	8月19日
8月			
9月	9月12日	9月30日	10月17日
10月			
11月	11月10日	11月30日	12月14日
12月			
平成29年1月	1月11日	1月31日	2月15日
2月			
3月	3月13日	3月31日	未定

※許可予定日に許可できる申請は、不備がないものに限ります。

平成 28 年度

「農業委員会総会」及び「農用地除外地申請」について

*** 「農業委員会総会」開催予定月 ***

農地の転用には、「農地法」の定めにより事前の許可が必要になります。

登記地目が農地であれば、耕作の有無に関わらず必要となります。

なお、農地法に係る審査（所有権移転、転用等）をする「農業委員会総会」について、平成 28 年度は下記のとおり開催の予定をしています。

申請受付締切日	総会開催予定月	農林事務所提出期限
3月11日(金)	4月初旬	4月12日(火)
5月9日(月)	6月初旬	6月10日(金)
6月5日(金)	7月初旬	7月12日(火)
7月8日(月)	8月初旬	8月17日(水)
8月10日(水)	9月初旬	9月12日(月)
9月9日(金)	10月初旬	10月12日(水)
10月7日(金)	11月初旬	11月10日(木)
1月10日(火)	2月初旬	2月10日(金)
2月9日(木)	3月初旬	3月10日(金)

※総会開催予定月は、総会開催の2週間前までには告示します。場合によっては、開催予定月の前月末日頃になる場合があります。

※「農地法第3条」の場合は、法第3条第2項「耕作要件」の確認

※「農地法第4条」及び「第5条」の場合は、「農用地」・「転用の妥当性」・「代替性(他の土地での検討)」の確認

*** 農用地の確認 ***

七宗町は、農業振興を目的として「七宗農業振興地域」を指定しています。

「七宗農業振興地域」内には、土地改良をした優良農地などを「農用地」として指定し有効利用と保全を図っています。

この農地は、基本的に農地以外に供することができません。

もし、転用する事由が発生した場合には、農地転用の前に「農用地除外地申請」に基づく「除外許可」が必要になります。

なお、平成 28 年度の「農用地除外地申請」の受付は下記のとおりです。

平成 28 年 4 月 1 日(金)～6 月 30 日(木)

「農用地除外地申請」は、毎年 1 回。決定に要する期間は、概ね 6 ヶ月から 8 ヶ月程度必要です。「農地法」、「農用地」等に関する申請や不明な事柄につきましては、各地区の農業委員さんか農業委員会事務局までお尋ねください。

農業委員会事務局

〒509-0492	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番 3	
七宗町役場 農林課 農務係	
電話番号	0574-48-1101(直)内線 167
FAX 番号	0574-48-2239